

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月22日

香川県知事 浜田恵造

**香川県規則第19号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則（平成19年香川県規則第74号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(身分証明書)</p> <p>第2条 法第5条第5項（法第21条第2項及び第28条第2項において準用する場合を含む。）の身分を示す証明書は、身分証明書（第1号様式）によるものとする。</p>	<p>(身分証明書)</p> <p>第2条 法第5条第5項（法第21条第2項において準用する場合を含む。）の身分を示す証明書は、身分証明書（第1号様式）によるものとする。</p>

## 第1号様式（第2条関係）

(表)

第 号		身 分 証 明 書	
所属			
職名			
氏名			
<p>上記の者は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第5条1項及び第28条第1項の規定により他人の占有する土地に立ち入り、並びに同法第21条第1項の規定により立入検査をすることができる者であることを証明する。</p>			
交付年月日	年	月	日
有効期限	年	月	日から 年 月 日まで
香川県知事			

(裏)

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（抜粋）  
(基礎調査のための土地の立入り等)  
第5条 都道府県知事又はその命じた者若しくは委任した者は、基礎調査のためにやむを得ない必要があるときは、その必要な限度において、他人の占有する土地に立ち入り、又は特別の用途のない他の土地を作業場として一時使用することができる。  
2～4 (省略)  
5 第1項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。  
6～10 (省略)  
(立入検査)  
第21条 都道府県知事又はその命じた者若しくは委任した者は、第9条第1項、第16条第1項、第17条第2項、第18条又は前条第1項の規定による権限を行うため必要がある場合においては、当該土地に立ち入り、当該土地又は当該土地において行われている対策工事等の状況を検査することができる。  
2 第5条第5項の規定は、前項の場合について準用する。  
3 (省略)  
(緊急調査のための土地の立入り等)  
第28条 都道府県知事若しくは国土交通大臣又はこれらの命じた者若しくは委任した者は、緊急調査のためにやむを得ない必要があるときは、これらの必要な限度において、他人の占有する土地に立ち入り、又は特別の用途のない他の土地を作業場として一時使用することができる。  
2 (省略)

## 第1号様式（第2条関係）

(表)

第 号		身 分 証 明 書	
所属			
職名			
氏名			
<p>上記の者は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第5条1項の規定により他人の占有する土地に立ち入り、及び同法第21条第1項の規定により立入検査をすることができる者であることを証明する。</p>			
交付年月日	年	月	日
有効期限	年	月	日から 年 月 日まで
香川県知事			

(裏)

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（抜粋）  
(基礎調査のための土地の立入り等)  
第5条 都道府県知事又はその命じた者若しくは委任した者は、基礎調査のためにやむを得ない必要があるときは、その必要な限度において、他人の占有する土地に立ち入り、又は特別の用途のない他の土地を作業場として一時使用することができる。  
2～4 (省略)  
5 第1項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。  
6～10 (省略)  
(立入検査)  
第21条 都道府県知事又はその命じた者若しくは委任した者は、第9条第1項、第16条第1項、第17条第2項、第18条又は前条第1項の規定による権限を行うため必要がある場合においては、当該土地に立ち入り、当該土地又は当該土地において行われている対策工事等の状況を検査することができる。  
2 第5条第5項の規定は、前項の場合について準用する。  
3 (省略)

## 附 則

- この規則は、平成23年5月1日から施行する。
- この規則の施行の際現に交付されている改正前の第1号様式による身分証明書は、改正後の第1号様式による身分証明書とみなす。